



福岡医発第 2504 号 (地)
令和 6 年 1 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「令和 5 年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた
施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について

令和 5 年 10 月以降の診療報酬上の取扱い及び施設基準等に関する取扱いにつ
いては、令和 5 年 9 月 22 日付け福岡医発第 1600 号 (地) にてご連絡申し上げて
いるところです。

今般、令和 5 年 12 月 31 日まで終了時期を延長することとされていた施設基
準に係る特例について、冬の感染拡大や医療提供体制の状況を見据え、別添のと
おり終了時期を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとされた旨、日本医師会よ
り通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 6 年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染対
応への見直しを行うこととされておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第1679号（保険）
令和5年12月27日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について

令和5年5月8日の新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更以降の診療報酬上の臨時的な取扱い、施設基準等に関する臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年4月3日付け日医発第4号（保険））、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年4月7日付け日医発第112号（保険））等によりご案内申し上げてきたところでございます。

令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の施設基準の特例については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）により取り扱われてきたところであります。

今般、令和5年12月31日まで終了時期を延長することとされていた施設基準に係る特例について、添付のとおり、冬の感染拡大や医療提供体制の状況を見据え、終了時期を令和6年3月31日まで延長することとされましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染対応への見直しを行うこととされております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について
(令5.12.22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和5年12月22日

地方厚生（支）局医療課	}	御
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた
施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」の一部延長について

令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の施設基準の特例については、「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下、「9月15日事務連絡」という。）により取り扱われてきたところである。

9月15日事務連絡のうち、令和5年12月31日まで終了時期を延長することとされていた施設基準に係る特例について、冬の感染拡大や医療提供体制の状況を見据え、別添のとおり終了時期を令和6年3月31日まで延長することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行うこととされていることをご留意いただきたい。

令和6年3月31日まで終了時期を延長する施設基準に係る特例について

① 月平均夜勤時間数等に1割以上の変動があった場合の取扱いについて

ア 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足し、入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号。以下、「基本診療料の施設基準通知」という。）の第3の1（1）の規定にかかわらず、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとする。

※ 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3か月」とは1月から3月の期間を指す。

イ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、基本診療料の施設基準通知の第3の1（3）及び（4）の規定にかかわらず、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、1割以上の一時的な変動があった場合及び暦月で1か月を超える1割以内の一時的な変動があった場合においても、報告の対象となった最初の月※2から3か月を超えない期間に限り変更の届出を行わなくてもよいものとする。

※2 令和6年1月の実績に1割以上の変動があった場合又は1月及び2月の実績に1割以内の変動があった場合、「報告の対象となった最初の月」は1月、「報告の対象となった最初の月から3か月」とは1月から3月の期間を指す。

ウ アとイと同様の場合、DPC対象病院について、「DPC制度への参加等の手続きについて」（令和4年3月25日保医発0325第4号）の第1の4（2）②に規定する「DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよいものとする。

エ アからウの届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は保険医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染し出勤ができないことにより職員が一時的に不足したことを9月15日事務連絡の別紙様式1に記載し、各地方厚生（支）局に報告すること。

オ ア及びイの場合においても、看護要員の労働時間が適切であることが求められることは当然のことであり、例えば、非常勤職員を新たに採用するなど、看護要員の過重労働の防止に配慮すべきである。

- ② 月平均夜勤時間数については、同一入院基本料を算定する病棟全体で算出することとされているが、新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために月の途中から病床数又は病棟数を変更した場合、診療報酬上の評価のための当該月における月平均夜勤時間数を算出することは困難であること、また、令和6年3月31日までの間は月平均夜勤時間数について1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出を行わなくてもよいとされていることから、勤務状況等について十分に把握するとともに、勤務実績に係る記録を保管しておくことで差し支えない。